

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>外国株券</u> 外国法人の発行する証券又は証券のうち株券の性質を有するものをいう。</p> <p>(2) <u>外国投資信託受益証券</u> 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する外国投資信託の受益証券をいう。</p> <p>(3) <u>外国投資証券</u> 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券をいう。</p> <p>(4) <u>外国株預託証券</u> 外国株券等に係る権利を表示する預託証券をいう。</p> <p>(5) <u>外国株式</u> 外国株券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>(6) <u>外国投資信託受益証券等</u> 外国投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>(7) <u>外国投資証券等</u> 外国投資証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>(8) <u>外国株式等</u> 外国株券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>(9) <u>外国株券等</u> 外国株券、外国投資信託受益証券、外国株投資証券、外国株預託証券及び外</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>外国株券等</u> 外国株券(外国法人の発行する証券又は証券(以下「外国証券等」という。))のうち株券の性質を有するものをいう。以下同じ。)、<u>外国新株予約権証券</u>(外国証券等のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)、<u>外国投資信託受益証券</u>(投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、<u>外国投資証券</u>(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。))及び<u>外国株預託証券</u>(外国株券の預託を受けた者が当該外国株券が発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該外国株券に係る権利を表示するものをいう。以下同じ。)並びに<u>外国株式等</u> (外国株券、<u>外国新株予約権証券</u>、<u>外国投資信託受益証券</u>及び<u>外国投資証券</u>の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。以下同じ。))</p>

新	旧
<p><u>国株式等をいう。</u></p> <p>(10) <u>外国新株予約権証券 外国法人の発行する証券又は証書のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>(11) <u>外国新株予約権 外国新株予約権証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</u></p> <p>(12) <u>外国新株予約権証券等 外国新株予約権証券及び外国新株予約権をいう。</u></p> <p>(13) ～ (20) (略)</p>	<p>(2) ～ (9) (略)</p>
<p>(外国株券等保管振替決済業務の範囲)</p> <p>第4条 機構は、この規則の定めるところにより、次に掲げる外国株券等保管振替決済業務を行うものとする。</p> <p>(1) 外国株券等の保管又は管理に関する業務</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p>(外国株券等保管振替決済業務の範囲)</p> <p>第4条 機構は、この規則の定めるところにより、次に掲げる外国株券等保管振替決済業務を行うものとする。</p> <p>(1) 外国株券等の保管に関する業務</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>
<p>(機構からの通知方法等)</p> <p>第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）又は書面により提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構と取扱外国株券等の発行者（外国株券、<u>外国株式、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券等及び外国投資証券等の発行者をいい、外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者をいう。</u>以下同じ。）との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(4) 機構と配当金支払取扱銀行（外国投資証券等にあつては、<u>分配金支払取扱銀行をいう。</u>以下同じ。）又は株式事務取扱機関（外国投資証券等にあつては、<u>投資口事務取扱機関をいう。</u>以下同</p>	<p>(機構からの通知方法等)</p> <p>第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）又は書面により提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構と取扱外国株券等の発行者（外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行者をいい、<u>外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示されている権利に係る外国株券の発行者をいう。</u>以下同じ。）との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(4) 機構と配当金支払取扱銀行（外国投資証券にあつては、<u>分配金支払取扱銀行をいう。</u>以下同じ。）又は株式事務取扱機関（外国投資証券にあつては、<u>投資口事務取扱機関をいう。</u>以下同じ。）と</p>

新	旧
<p>じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 機構と第60条に規定する<u>指定金融商品取引清算機関</u>との間において、その一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>2 (略)</p>	<p>の間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 機構と第60条に規定する<u>指定証券取引清算機関</u>との間において、その一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>2 (略)</p>
<p>(取扱外国株券等)</p> <p>第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>金融商品取引所</u> (<u>金融商品取引法</u> (昭和23年法律第25号) 第2条第16項に規定する<u>金融商品取引所</u>をいう。以下同じ。) に上場されている外国株券</p> <p>(2) <u>金融商品取引所</u>に上場されている外国新株予約権証券</p> <p>(3) <u>金融商品取引所</u>に上場されている外国投資信託受益証券</p> <p>(4) <u>金融商品取引所</u>に上場されている外国投資証券</p> <p>(5) <u>金融商品取引所</u>に上場されている外国株預託証券</p> <p>(6) <u>金融商品取引所</u>に上場されている外国株式等</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取扱外国株券等)</p> <p>第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>証券取引所</u> (<u>証券取引法</u> (昭和23年法律第25号) 第2条第16項に規定する<u>証券取引所</u>をいう。以下同じ。) に上場されている外国株券</p> <p>(2) <u>証券取引所</u>に上場されている外国新株予約権証券</p> <p>(3) <u>証券取引所</u>に上場されている外国投資信託受益証券</p> <p>(4) <u>証券取引所</u>に上場されている外国投資証券</p> <p>(5) <u>証券取引所</u>に上場されている外国株預託証券</p> <p>(6) <u>証券取引所</u>に上場されている外国株式等</p> <p>2 (略)</p>
<p>(取扱外国株券等の廃止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により取扱いを廃止した外国株券等(以下「取扱廃止後外国株券等」という。)のうち、あらかじめ機構が定める日までに外国株券等参加者及び外国株券等参加者を通じて顧客から交付(外国株式等の場合には、現地保管機関における</p>	<p>(取扱外国株券等の廃止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により取扱いを廃止した外国株券等(以下「取扱廃止後外国株券等」という。)のうち、あらかじめ機構が定める日までに外国株券等参加者及び外国株券等参加者を通じて顧客から交付又は外国株券等参加者若しくは顧客が指定する口座</p>

新	旧
<p><u>機構の口座に外国株式等に係る数量が減額記載又は減額記録されることをいう。以下同じ。)</u> 又は外国株券等参加者若しくは顧客が指定する口座への振替 (以下「交付等という。)」の請求がないものについては、機構が適当と認める方法で処分することにつき、外国株券等参加者及び顧客の同意があったものとして取り扱う。</p>	<p>への振替 (以下「交付等という。)」の請求がないものについては、機構が適当と認める方法で処分することにつき、外国株券等参加者及び顧客の同意があったものとして取り扱う。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(事故報告)</p>	<p>(事故報告)</p>
<p>第16条 顧客から預託 (<u>外国株式等の場合には、現地保管機関における機構の口座に外国株式等に係る数量が増加記載又は増加記録されることをいう。以下、第22条 (第3項を除く。)、第35条及び第40条 (第4項を除く。)</u>を除いて同じ。) を受けた取扱外国株券等を機構に預託する外国株券等参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。</p>	<p>第16条 顧客から預託を受けた取扱外国株券等を機構に預託する外国株券等参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(報告及び調査)</p>	<p>(報告及び調査)</p>
<p>第17条 機構は、機構の行う外国株券等保管振替決済業務の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、外国株券等参加者に対し、機構の行う外国株券等保管振替決済業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該外国株券等参加者の同意を得て、細則で定める機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿 (当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。) の閲覧若しくは32条の規定により顧客から預託を受けた外国株券等の保管又は管理の状況の調査をすることができる。</p>	<p>第17条 機構は、機構の行う外国株券等保管振替決済業務の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、外国株券等参加者に対し、機構の行う外国株券等保管振替決済業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該外国株券等参加者の同意を得て、細則で定める機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿 (当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。) の閲覧若しくは32条の規定により顧客から預託を受けた外国株券等の保管状況の調査をすることができる。</p>
<p>第4章 外国株券等の保管又は管理及び振替に関する取扱い</p>	<p>第4章 外国株券等の保管及び振替に関する取扱い</p>
<p>(外国株券等参加者口座簿の記載事項又は記録事項等)</p>	<p>(外国株券等参加者口座簿の記載事項又は記録事項等)</p>

新	旧
<p>第23条 (略)</p> <p>2 外国株券等参加者口座簿には、次に掲げる事項を記載又は記録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数(外国投資信託受益証券等にあつては口数、外国投資証券等にあつては投資口数及び外国株預託証券にあつては外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の株式数をいう。以下同じ。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(顧客口座の開設)</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 外国株券等参加者口座簿には、次に掲げる事項を記載又は記録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数(外国投資信託の受益証券にあつては口数、外国投資証券にあつては投資口数及び外国株預託証券にあつては外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の株式数をいう。以下同じ。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(顧客口座の開設)</p>
<p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の契約は、この規則及び細則その他機構が定めるところにより預託外国株券等を取り扱うことのほか、<u>次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該顧客の個人データ(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第4項に規定する個人データであつて当該顧客の住所、氏名、所有する外国株券等の数量その他当該各号に掲げる場合に依つて必要な範囲のものをいう。)</u>が提供されることがあることについての顧客からの同意を含むものでなければならない。</p> <p>(1) <u>預託外国株券等の発行者が所在する国等において当該預託外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合</u> <u>当該預託外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局又は当該預託外国株券等に係る現地保管機関</u></p> <p>(2) <u>外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合</u> <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、</u></p>	<p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の契約は、この規則及び細則その他機構が定めるところにより預託外国株券等を取り扱うことを含むものでなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>当該外国株預託証券の発行者又は当該外国株預託証券に係る現地保管機関</u></p> <p>(3) <u>預託外国株券等又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は金融商品取引所等の定める規則に基づく書類の作成、権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合</u> <u>当該預託外国株券等の発行者又は当該外国株券等の発行者</u></p> <p>(顧客から預託を受けた外国株券等の保管又は管理)</p> <p>第33条 外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした外国株券等については、次条第1項本文の規定により現地保管機関に提出し、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の外国株券等と分別して保管又は管理しなければならない。この場合において、外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした株券を顧客ごとに分別しないで保管又は管理することができる。</p> <p>(権利の取得)</p> <p>第35条 機構に外国株券等（外国株式等を除く。以下、この項において同じ。）を預託した外国株券等参加者又は外国株券等参加者に外国株券等を預託した顧客は、当該外国株券等に係る現地保管機関における機構の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で外国株券等参加者又は顧客に与えられることとなる権利を取得するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(顧客から預託を受けた外国株券等の保管)</p> <p>第33条 外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした外国株券等については、次条第1項本文の規定により現地保管機関に提出し、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の外国株券等と分別して保管しなければならない。この場合において、外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした株券を顧客ごとに分別しないで保管することができる。</p> <p>(権利の取得)</p> <p>第35条 機構に外国株券等（外国株式等を除く。以下、この項において同じ。）を預託した外国株券等参加者又は外国株券等参加者に外国株券等を預託した顧客は、<u>当該外国株券等の銘柄に係る現地保管機関における機構の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で外国株券等参加者又は顧客に与えられることとなる権利</u>を取得するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の場合において、当該外国株券等参加者又は顧客は、適用される準拠法の下で、当該外国株券等に係る証券又は証書について、権利を取得するものとする。</u></p>

新	旧
<p>(機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い)</p> <p>第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式(外国投資信託の受益権に表示される又は表示されるべき権利、外国投資証券等の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。)又は新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券等の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。))の割当てを受ける権利(外国投資証券等の投資口、外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。)をいう。以下同じ。)を受領することができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により新株式及び新株予約権等を受領した場合には、外国株券等参加者に外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に必要な事項の通知をし、外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。この場合において、当該外国株券等の金融商品取引所における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、当該売買開始日の売買に係る決済日(以下「決済開始日」という。)から当該売買最終日の売買に係る決済日(以下「最終決済日」という。)までの期間については、権利付で記載又は記録をし、又は権利預り証を併せて添付するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(上場前の特別な預託等)</p> <p>第38条 第10条第1項の規定にかかわらず、機構は、金融商品取引所に上場が予定されている外国株券等であって、当該外国株券等につき第76条に規定する配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約が締結されている場合には、当該外国株券等を機構が指定する日から当該金融商品取引所の上場日の前日まで、外国株券等参加者が当該外国株券等を上場日の前に預託及び分配するため</p>	<p>(機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い)</p> <p>第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式(外国投資信託の受益権に表示される権利、外国投資証券の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。)又は新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。))の割当てを受ける権利(外国投資証券の投資口、外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。)をいう。以下同じ。)を受領することができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により新株式及び新株予約権等を受領した場合には、外国株券等参加者に外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に必要な事項の通知をし、外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。この場合において、当該外国株券等の証券取引所における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、当該売買開始日の売買に係る決済日(以下「決済開始日」という。)から当該売買最終日の売買に係る決済日(以下「最終決済日」という。)までの期間については、権利付で記載又は記録をし、又は権利預り証を併せて添付するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(上場前の特別な預託等)</p> <p>第38条 第10条第1項の規定にかかわらず、機構は、証券取引所に上場が予定されている外国株券等に係る銘柄であって、当該銘柄につき第76条に規定する配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約が締結されている場合には、当該外国株券等を機構が指定する日から当該証券取引所の上場日の前日まで、外国株券等参加者が当該外国株券等を上場日の前に預託及び分配するために行</p>

新	旧
<p>に行う口座振替に限り、取り扱うことができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により取り扱った外国株券等について、<u>金融商品取引所</u>への上場が中止された場合は、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>う口座振替に限り、取り扱うことができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により取り扱った外国株券等について、<u>証券取引所</u>への上場が中止された場合は、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(預託日の制限等)</p> <p>第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項及び第3項において同じ。)を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外国株券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。)に係る株主総会(外国投資証券等にあつては投資主総会)における議決権を行使する者を確定するための基準日</p> <p>(2) 外国株券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配及び外国投資証券等の利益の分配を含む。以下同じ。)を受ける者を確定するための基準日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 株主名簿(外国投資信託受益証券等の受益者名簿、外国投資証券等の投資主名簿及び外国株預託証券の所有者名簿を含む。)の閉鎖開始日の前日(現地保管機関における休業日を除外する。)(無記名式の外国株券等の場合には、配当金支払日の前日をいう。)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(預託日の制限等)</p> <p>第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項及び第3項において同じ。)を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外国株券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。)に係る株主総会(外国投資証券等にあつては投資主総会)における議決権を行使する者を確定するための基準日</p> <p>(2) 外国株券等に係る配当(外国投資信託受益証券の収益分配及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。)を受ける者を確定するための基準日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 株主名簿(外国投資信託受益証券の受益者名簿、外国投資証券の投資主名簿及び外国株預託証券の所有者名簿を含む。)の閉鎖開始日の前日(現地保管機関における休業日を除外する。)(無記名式の外国株券等の場合には、配当金支払日の前日をいう。)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第2節 <u>保管又は管理</u>の取扱い</p> <p>(<u>保管又は管理</u>に係る現地保管機関への委任)</p> <p>第43条 機構は、機構が外国株券等参加者又は顧客から預託を受けた外国株券等の<u>保管又は管理</u>及び当該外国株券等の口座に記載又は記録された数量の管理については、現地保管機関に委任するものとする。</p>	<p>第2節 <u>保管</u>の取扱い</p> <p>(<u>保管</u>に係る現地保管機関への委任)</p> <p>第43条 機構は、機構が外国株券等参加者又は顧客から預託を受けた外国株券等の<u>保管</u>及び当該外国株券等の口座に記載又は記録された数量の管理については、現地保管機関に委任するものとする。</p>

新	旧
<p>(預託外国株券等の保管等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、外国株式等について準用する。 この場合において前項中「外国株券等(外国株式等を除く。以下この項において同じ。)が現地保管機関に保管された」とあるのは「外国株式等に係る数量が現地保管機関における機構の口座に記載又は記録された」と、「当該外国株券等に係る数量に応じて権利を取得し、<u>当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管される。</u>」とあるのは「当該外国株式等に係る数量に応じて権利を取得し、<u>管理される。</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(預託外国株券等の保管等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、外国株式等について準用する。 この場合において前項中「外国株券等(外国株式等を除く。以下この項において同じ。)が現地保管機関に保管された」とあるのは「外国株式等に係る数量が現地保管機関における機構の口座に記載又は記録された」と、「当該外国株券等に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとする。</p> <p><u>3 第35条第3項の規定は、第1項の外国株券等が現地保管機関に保管された場合において準用する。</u></p>
<p>(預託外国株券等の名義書換等)</p> <p>第45条 機構は、機構が預託を受けた外国株券等が記名式である場合には、現地保管機関との参加者契約又は保管契約に従って、現地保管機関に当該外国株券等を預託した後相当の時期に、名義書換その他外国株券等実質株主の権利取得に必要な手続を実施させるものとする。</p>	<p>(預託外国株券等の名義書換等)</p> <p>第45条 機構は、機構が預託を受けた外国株券等が記名式である場合には、現地保管機関との参加者契約又は保管契約に従って、現地保管機関に当該外国株券等を預託した後相当の時期に、名義書換<u>の請求</u>その他外国株券等実質株主の権利取得に必要な手続を実施させるものとする。</p>
<p>(細則への委任)</p> <p>第47条 この節に定めるもののほか、保管又は<u>管理</u>の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。</p>	<p>(細則への委任)</p> <p>第47条 この節に定めるもののほか、保管の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。</p>
<p>(外国株券等参加者が行う預託外国株券等の不足の補てん)</p> <p>第48条 外国株券等参加者は、次に掲げる事由により預託外国株券等に不足が生じたことが明らかとなった場合は、不足する株式数に相当する外国株券等の補てんを外国株券等の種類ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第32条第1項の記載又は記録をした外国株券等で当該外国株券等参加者が保管<u>又は管理</u>しているものにつき、盗難、紛失又は滅失があったこと</p>	<p>(外国株券等参加者が行う預託外国株券等の不足の補てん)</p> <p>第48条 外国株券等参加者は、次に掲げる事由により預託外国株券等に不足が生じたことが明らかとなった場合は、不足する株式数に相当する外国株券等の補てんを外国株券等の種類ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第32条第1項の記載又は記録をした外国株券等で当該外国株券等参加者が保管しているものにつき、盗難、紛失又は滅失があったこと</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>(海外において特別な損失が発生した場合の取扱い)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 前項の規定により損失が処理される場合以外の場合であって、かつ、暴動又はテロ等により、現地保管機関が保管又は管理する外国株券等の焼却、き損等又は保管データの修復不能等の損害が発生し預託外国株券等に不足が発生した場合には、機構は当該外国株券等の種類ごとの個別の銘柄(以下「個別銘柄」という。)について補てんするものとし、第50条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(海外において特別な損失が発生した場合の取扱い)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 前項の規定により損失が処理される場合以外の場合であって、かつ、暴動又はテロ等により、現地保管機関が保管する外国株券等の焼却、き損等又は保管データの修復不能等の損害が発生し預託外国株券等に不足が発生した場合には、機構は当該外国株券等の種類ごとの個別の銘柄(以下「個別銘柄」という。)について補てんするものとし、第50条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>3・4 (略)</p>

新	旧
<p>(指定金融商品取引清算機関からの振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等)</p> <p>第60条 機構は、外国株券等参加者のうち<u>指定金融商品取引清算機関</u>（<u>金融商品取引清算機関</u>（<u>金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関</u>をいう。）のうち、細則で指定する者をいう。次項について同じ。）の対象取引（<u>金融商品債務引受業</u>（同法第2条第28項に規定する<u>金融商品債務引受業</u>をいい、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する<u>金融商品債務引受業等</u>をいう。）の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る外国株券等の授受のための振替の請求について、清算参加者（当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>の業務方法書の定めるところにより、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>が行う<u>金融商品債務引受業</u>の相手方となるための資格を有する者をいう。）であつて外国株券等の渡方の外国株券等参加者に代わつて当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>から受けた場合は、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>が指定した振替をする日に、外国株券等参加者口座簿に当該渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。</p> <p>2 機構は、前項の記載又は記録をした場合は、細則で定めるところにより、振替の請求をした<u>指定金融商品取引清算機関</u>、渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者に振替済みの通知をする。</p> <p>(顧客等からの外国株券等の交付等の請求等)</p> <p>第65条 外国株券等参加者は、顧客からその口座における外国株券等の数量に応じた外国株券等の交付等の請求を受けた場合は、遅滞なく、機構に対し、外国株券等の交付等の請求をしなければならない。ただし、第32条第1項の記載又は記録をした外国株券等で当該外国株券等参加者が保管又は管理しているものを交付する場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等)</p> <p>第60条 機構は、外国株券等参加者のうち<u>指定証券取引清算機関</u>（<u>証券取引清算機関</u>（<u>証券取引法第2条第31項に規定する証券取引清算機関</u>をいう。）のうち、細則で指定する者をいう。次項について同じ。）の対象取引（<u>有価証券債務引受業</u>（同法第2条第30項に規定する<u>有価証券債務引受業</u>をいい、当該<u>指定証券取引清算機関</u>が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する<u>有価証券債務引受業等</u>をいう。）の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該<u>指定証券取引清算機関</u>がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る外国株券等の授受のための振替の請求について、清算参加者（当該<u>指定証券取引清算機関</u>の業務方法書の定めるところにより、当該<u>指定証券取引清算機関</u>が行う<u>有価証券債務引受業</u>の相手方となるための資格を有する者をいう。）であつて外国株券等の渡方の外国株券等参加者に代わつて当該<u>指定証券取引清算機関</u>から受けた場合は、当該<u>指定証券取引清算機関</u>が指定した振替をする日に、外国株券等参加者口座簿に当該渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。</p> <p>2 機構は、前項の記載又は記録をした場合は、細則で定めるところにより、振替の請求をした<u>指定証券取引清算機関</u>、渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者に振替済みの通知をする。</p> <p>(顧客等からの外国株券等の交付等の請求等)</p> <p>第65条 外国株券等参加者は、顧客からその口座における外国株券等の数量に応じた外国株券等の交付等の請求を受けた場合は、遅滞なく、機構に対し、外国株券等の交付等の請求をしなければならない。ただし、第32条第1項の記載又は記録をした外国株券等で当該外国株券等参加者が保管しているものを交付する場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(外国株券等参加者からの外国株券等の交付等の請求等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、当該外国株券等の<u>金融商品取引所</u>における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、決済開始日から最終決済日までの期間については、機構は、当該外国株券等と一緒に権利を移転するものとする。この場合において、権利預り証が発行されている場合にはこれを添付するものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(外国株券等参加者からの外国株券等の交付等の請求等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、当該外国株券等の<u>証券取引所</u>における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、決済開始日から最終決済日までの期間については、機構は、当該外国株券等と一緒に権利を移転するものとする。この場合において、権利預り証が発行されている場合にはこれを添付するものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(配当金等の処理)</p> <p>第78条 預託外国株券等に係る配当 (<u>外国投資信託受益証券等の収益分配及び外国投資証券等の利益の分配を含む。以下同じ。</u>)等の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式配当 (源泉徴収税 (預託外国株券等の発行者 (外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。以下、この節において同じ。))の所在国等において課せられるものを含む。以下同じ。))が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。</p> <p>イ 預託外国株券等について、国内の<u>金融商品取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合</p> <p>機構が預託外国株券等について株式配当に係る外国株券等の記帳を指定し外国株券等実質株主が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に振り込むものとし、1株 (<u>外国投資信託受益証券等及び外国投資証券等</u>にあつては1口、外国株預託証券にあつては1証券。以下この節において同じ。)未満の外国株券等及び機構が記</p>	<p>(配当金等の処理)</p> <p>第78条 預託外国株券等に係る配当 (<u>外国投資信託の受益証券の収益分配及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。</u>)等の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式配当 (源泉徴収税 (預託外国株券等の発行者 (外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。以下、この節において同じ。))の所在国等において課せられるものを含む。以下同じ。))が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。</p> <p>イ 預託外国株券等について、国内の<u>証券取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合</p> <p>機構が預託外国株券等について株式配当に係る外国株券等の記帳を指定し外国株券等実質株主が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に振り込むものとし、1株 (<u>外国投資信託の受益証券及び外国投資証券</u>にあつては1口、外国株預託証券にあつては1証券。以下この節において同じ。)未満の外国株券等及び機構が記帳</p>

新	旧
<p>帳を指定しないとき又は機構が記帳を指定し外国株券等実質株主が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る外国株券等は、機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払うものとする。ただし、外国株券等実質株主が預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。</p> <p>ロ 預託外国株券等について、国内の<u>金融商品取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合</p> <p>外国株券等実質株主は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとする。ただし、1株未満の外国株券等は機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第79条 預託外国株券等に係る新株予約権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。</p> <p>イ 預託外国株券等について、国内の<u>金融商品取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合</p> <p>機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じて払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国</p>	<p>を指定しないとき又は機構が記帳を指定し外国株券等実質株主が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る外国株券等は、機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払うものとする。ただし、外国株券等実質株主が預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。</p> <p>ロ 預託外国株券等について、国内の<u>証券取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合</p> <p>外国株券等実質株主は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとする。ただし、1株未満の外国株券等は機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第79条 預託外国株券等に係る新株予約権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。</p> <p>イ 預託外国株券等について、国内の<u>証券取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合</p> <p>機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じて払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国</p>

新	旧
<p>株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受けないとき又は機構が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、機構が当該新株予約権等を売却処分する。ただし、当該預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、機構が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失う。</p> <p>ロ 預託外国株券等について、国内の<u>金融商品取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合</p> <p>機構が新株予約権等を受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。この場合において、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じ払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引受けを希望する旨の通知を受けないときは、新株式の引き受けは行えないものとする。</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる株式は、機構が受領し、機構を通じ外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。ただし、1株未満の株式については、機構がこれを売却処分する。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p>	<p>株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受けないとき又は機構が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、機構が当該新株予約権等を売却処分する。ただし、当該預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、機構が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失う。</p> <p>ロ 預託外国株券等について、国内の<u>証券取引所</u>を主たる市場とするものであると機構が認める場合</p> <p>機構が新株予約権等を受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。この場合において、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じ払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引受けを希望する旨の通知を受けないときは、新株式の引き受けは行えないものとする。</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる株式は、機構が受領し、機構を通じ外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。ただし、1株未満の株式については、機構がこれを売却処分する。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p>

新	旧
<p>(外国株券等の議決権の行使に関する事務)</p> <p>第80条 株式事務のうち、預託外国株券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会における議決権の行使に関する事務は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(外国株券等の議決権の行使に関する事務)</p> <p>第80条 株式事務のうち、預託外国株券等(外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会における議決権の行使に関する事務は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(外国株預託証券に係る議決権の行使に関する事務)</p> <p>第81条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、外国株券等実質株主の指示により、当該外国株預託証券の預託機関が行使する。ただし、外国株券等実質株主からの指示がない場合には、当該預託機関は議決権を行使しないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の預託機関の所在国等の法令により当該外国株預託証券の預託機関が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、外国株券等実質株主が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を機構が当該外国株預託証券の預託機関を通じて当該外国株券の発行者に送付する方法により、外国株券等実質株主が行使するものとする。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の預託機関の所在国等の法令により機構を通じて当該外国株預託証券の預託機関が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は外国株券等実質株主が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、機構は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。</p>	<p>(外国株預託証券に係る議決権の行使に関する事務)</p> <p>第81条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券に係る株主総会における議決権は、外国株券等実質株主の指示により、当該外国株預託証券の預託機関が行使する。ただし、外国株券等実質株主からの指示がない場合には、当該預託機関は議決権を行使しないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の預託機関の所在国等の法令により当該外国株預託証券の預託機関が当該外国株券に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、外国株券等実質株主が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を機構が当該外国株預託証券の預託機関を通じて当該外国株券の発行者に送付する方法により、外国株券等実質株主が行使するものとする。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の預託機関の所在国等の法令により機構を通じて当該外国株預託証券の預託機関が当該外国株券に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は外国株券等実質株主が当該外国株券に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、機構は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。</p>
<p>(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)</p> <p>第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その</p>	<p>(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)</p> <p>第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その</p>

新	旧
<p>他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者（外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。）の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの（以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。）を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、<u>金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</u>その他機構が認める者（以下「<u>金融商品取引業者等</u>」という。）を自己の顧客として有する場合であつて、当該<u>金融商品取引業者等</u>から委託されたときには、当該<u>金融商品取引業者等</u>の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により外国株券等参加者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該<u>外国株券等</u>の株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（株主総会の書類等の送付等）</p> <p>第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等にあつては受益権者、外国投資証券等にあつては投資主、及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。</p> <p>2 前項の諸通知の送付は、取扱外国株券等が上場している<u>金融商品取引所</u>が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとする。</p>	<p>他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者（外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。）の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの（以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。）を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、<u>証券会社又は外国証券会社</u>その他機構が認める者（以下「<u>証券会社等</u>」という。）を自己の顧客として有する場合であつて、当該<u>証券会社等</u>から委託されたときには、当該<u>証券会社等</u>の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により外国株券等参加者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該<u>銘柄</u>の株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（株主総会の書類等の送付等）</p> <p>第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券にあつては受益権者、外国投資証券にあつては投資主、及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。</p> <p>2 前項の諸通知の送付は、取扱外国株券等が上場している<u>証券取引所</u>が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとする。</p>

2. 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

以 上

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行規則

新	旧
<p>(取扱外国株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第5条 機構は、規則第12条第1項から第3項まで及び同条第5項の規定により外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 取扱外国株券等が上場廃止となる場合 <u>金融商品取引所</u>における取扱外国株券等の売買（以下「取引所取引」という。）に係る最終決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等参加者に通知した日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(取扱外国株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第5条 機構は、規則第12条第1項から第3項まで及び同条第5項の規定により外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 取扱外国株券等が上場廃止となる場合 <u>証券取引所</u>における取扱外国株券等の売買（以下「取引所取引」という。）に係る最終決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等参加者に通知した日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第4章 外国株券等の保管又は<u>管理</u>及び振替に関する取扱い</p> <p>第2節 外国株券等の保管又は<u>管理</u>の取扱い (指定金融商品取引清算機関)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 外国株券等の保管及び振替に関する取扱い</p> <p>第2節 外国株券等の保管の取扱い (指定証券取引清算機関)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

2. 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

以上